

「いじめ防止基本方針」

令和6（2024）年度



令和6年4月1日
米原市立双葉中学校

I はじめに

いじめは、それを受けた生徒に深刻な影響を与えるものである。本校教職員はもちろん生徒、保護者も自らの問題として切実に向け止め、「いじめは絶対に許されない」、「いじめはどの子どもにも起こりうる」という共通認識のもと、その未然防止・早期発見・早期解消の適切対処に全力を注がなくてはならない。そのための基本方針を、法律や国・県・市の基本方針に準じて以下のとおり策定した。この基本方針に基づいて、いじめの問題に学校をあげて取り組み、「いじめをしない させない 見逃さない学校」を目指す。

1 いじめの定義

「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該指導等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。」
(いじめ防止対策推進法 第2条)

- ※「いじめ」に当たるか否かについての判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って行う。
- ※「一定の人間関係」…学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人間関係を指す。
- ※「物理的な影響」…身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌な事などを無理矢理させられたりすることを指す。

2 いじめの基本的な考え方

いじめ防止の基本方針は、単なる目標スローガンの提示にとどまることでなく、それが行動に移され、実際に成果をあげていく必要がある。方針の提示に終わるのでなく、それが実効性を持つような具体的な実施計画や実施体制についても決めていかなければならない。いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを前提として、より具体的ないじめ問題克服のためには、全ての生徒を対象としていじめの未然防止の観点が必要である。そして、全ての生徒をいじめに向かわせることなく心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、関係者が一体となって継続的に取り組むことが必要である。

いじめの対策は、一定の授業時間だけを取り組めばよいのではなく、学校の教育活動全体の中で、全ての生徒にいじめは決して許されないことを理解させ、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を平等に認め、お互いの人格を尊重しあえる態度など、心の通う人間関係を構築することが必要である。

まず、生徒自身の力でいじめ問題の未然防止あるいは解決ができるよう支援していくことが重要と考える。そのために教育活動全体を通じて、生徒の人権意識や自己指導力の向上を図っていく。また、「生徒目線」に立って、その最善の利益の実現を目指し、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第3条に規定する

「基本理念」に則り、保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者・機関との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止および早期発見に取り組むとともに、生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する。その際、「いじめストップアクションプラン」（滋賀県教育委員会）および「米原市いじめ防止・対応マニュアル」〔令和6年3月（改定）米原市教育委員会〕を踏まえて取り組む。

Ⅱ 未然防止のために

下記の点を踏まえ、あらゆる教育活動を通して、すべての生徒にとって居心地のよい、いじめの起きない集団（学級、学校）づくりを推進する。

- ・教職員の資質や能力（人権感覚・危機管理意識）の向上

教師等の不適切な認識や言動が子どもを傷つけ、いじめのきっかけとなることがある。いじめは、学校生活および学校生活に限らず様々な社会生活場面においても起こりうるという常に危機感を持ち続ける。

「いじめられる側にも問題がある」は、いじめの容認である。どんな小さいいじめも初期段階から見逃さない姿勢を教職員が共有する。

発達障害のある子どもの理解を深める。いじめは重大な人権侵害であり、絶対許さない。いじめられた子を守り切るという強い意志で臨む。

「いじめは子どもを強くする」は大きな誤り。最悪の事態を想定して、被害生徒の立場に立ち表面的なことで判断せず、いじめに至る要因や背景をつかむよう複数の教職員で対応する。

- ・互いに心の通う対人関係を構築（互いの個性を認め、人権尊重の精神を養成）
- ・地域、家庭その他の関係者と一体となった継続的な取組
- ・「いじめは絶対に許されない」という認識の定着
- ・豊かな情操や規範意識、自尊感情や自己有用感、自己肯定感、社会性、人を思いやる心などの育成
- ・急速に進展する情報化（特にインターネット）に関する教育の充実
- ・人権の意義や人権問題についての正しい理解と実践的態度の育成
生命の大切さを感じる取り組みを進展
- ・自発的・自治的な活動（自己表現力やコミュニケーション能力の育成）
授業や行事、全ての教育活動を通して相手を知る機会を提供

《具体的取組》

ア) いじめについての共通理解

- ・全教職員による生徒指導方針の共通理解
- ・「法」のいじめの定義を生徒に理解させる取組

イ) いじめに向かわない態度・能力の育成

- ・良さを認め合い、違いが認められる学級経営、集団づくり
授業や行事、全ての教育活動を通して相手を知る機会を提供する。
何でも話せ、受容される。「あなたはあなたのままでいい。」

ウ) いじめが行われないための指導上の留意点

- ・教職員自身が人権感覚を磨く取組を行う（職員研修等）
 - ・情報モラル教育の推進と保護者への啓発を行う
 - ・休み時間等に積極的な生徒観察を行う
 - ・日々の生活の中での生徒の些細な言葉遣いや行動への指導を行う
 - ・気になる生徒への声かけを行う
 - ・校舎の異変や落書き等を見逃さない
- エ) 生徒の自己有用感や自己肯定感の育成
- ・生徒指導の四つの機能を生かした授業改善
わかる授業づくり、認め励まし生徒自身の活動が増える授業の展開
- ① 自己存在感の感受 「一人の人間として大切にされている」という自己存在感を実感し、認められたという自己有用感を育む工夫
 - ② 共感的な人間関係の育成 支持的で創造的な学級づくり
 - ③ 自己決定の場の提供「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善
 - ④ 安全・安心な風土の醸成 生徒による安心して学校生活を送る風土づくり支援
 - ・一人ひとりに役割をもたせた行事の取組
 - ・一人ひとりの良さを認めほめ合える学級活動の展開
- オ) 生徒自らがいじめについて学び、取り組む環境づくり
- ・子どもと一緒にいじめの定義を確認
 - ・いじめの四層構造（被害者 加害者 観衆 傍観者）の理解
「自分には関係ない」は、被害者から見れば加害者である。
 - ・傍観者が「相談者」や「仲裁者」に転換するように促す。
 - ・いじめは法律違反（いじめ防止対策推進法 第4条）であり、犯罪（暴行罪、傷害罪、脅迫罪、侮辱罪、名誉毀損罪、器物損壊罪 児童ポルノ法違反など）につながる行為であることを認識する。
 - ・生徒会による人権についての啓発活動（各種行事、集会等でのリンク）
 - ・人権週間（基本は2学期世界人権週間に合わせる）、人権学習の工夫と充実
 - ・人権集会等での啓発活動
- カ) 家庭や地域との連携
- ・保護者によるあいさつ啓発運動
 - ・「米原市教育の日」の取り組み
 - ・地域ボランティア活動（近江地域防犯パトロール隊）による親子や地域との交流

(2) 早期発見

いじめが起こっているかもしれないという視点（いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識）で、早期発見に努める。そのために、日頃から生徒の様子をしっかりと見守り、わずかな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教師で関わり、積極的に認知する努力を怠らない。決していじめやその疑いを軽視せず積極的に認知する。そして、絶えずいじめを受けた生徒の立場に立って対応する。

また、日頃から教職員間や保護者との間の情報共有を緊密にし、生徒の状況をきめ細かに把握するよう努める。さらに、生徒が安心して相談できるよう、日々積極的に声かけをするなど、信頼関係を築くとともに、定期的な調査や教育相談の実施、相談機関の周知等により、いじめを訴えやすい体制や環境を整える。

《具体的取組》

- ・ 休み時間等の生徒観察（始業前、休み時間、放課後等の生徒とのふれあい）
 - ・ 担任による毎日の日記や生活ノートの指導（生徒の生活や悩みを把握）
 - ・ 複数の教員による観察
 - ・ 授業時間の校内巡視活動
 - ・ 生徒理解のための情報交換（生徒を中心に置いて協働する教職員集団の育成）
 - ・ 風通しの良い雰囲気醸成、同僚性の構築
 - ・ 教育相談（個人面談）の実施（定期…年間3回、その他…随時：チャンス相談）
 - ・ 定期的な生徒アンケートの実施（年間3回：6月・11月・2月）
- いじめの実態把握と日頃から訴えやすい雰囲気づくり
- アンケート実施後は、すみやかに内容の確認とダブルチェック（複数で再確認）
- 生徒の変化について、担任や管理職・生徒指導・養護教諭等への報告を徹底
- ・ 保護者アンケートの実施（年間1回：11月）

(3) 対応の原則の共通理解

いじめあるいはその疑いと認知した段階で、関係生徒の安全を確保しつつ、「いじめ防止対策委員会」（次項参照）において直ちに対処する。この際、いじめを受けた生徒の立場を最優先に、必要に応じて専門家や関係機関等との適切な連携に努める。特に、インターネット上のいじめに対しては、米原警察署や法務局等と連携しながら対応する。

- ・ いじめの把握
 - ① いじめられている生徒の心情の理解
 - ② 被害者のニーズの確認、具体的な支援策の提示
 - ③ いじめ加害者と被害者の関係修復
 - ④ いじめの解消

《早期対応》

- ① 正確な実態把握（情報収集と事実確認）
 - ・ 当事者双方、周りの子どもから聞き取り、記録する。
 - ・ 個々に聞き取りを行う。
 - ・ 関係教職員と情報を共有し、正確に把握する。
 - ・ 一つの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握する。
 - ② 指導体制、方針の決定
 - ・ 指導のねらいを明確にする。
 - ・ 全ての教職員の共通理解を図る。
 - ・ 対応する教職員の役割分担を考える。
 - ・ 教育委員会、関係機関との連携を図る。
- ※ 生命や身体の安全がおびやかされるような重大な事案および学校だけでは解決が困難な事案については、教育委員会・警察等へ連絡する。

③ 子どもへの指導・支援

- ・ いじめられた子どもを保護し、心配や不安を取り除く。
事実確認とともに、まず、今のつらい気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。自信を持たせる言葉を掛けるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。
- ・ いじめた子どもに、聞き取る際には、自分の感情や憶測で子どもの発言を誘導しない。いじめた気持ちや状況などについて自分の言葉で説明させる。
子どもの背景にも目を向け、成長支援という観点をもちながら指導する。
相手の苦しみや痛み思いを寄せる指導を十分に行う中で「いじめは決して許されない行為である」という人権意識を持たせることや、いじめられる側の気持ちを認識させる。
- ・ 加害者支援の立場から、加害者の抱える課題にも目を向け、成長支援の視点を持つ。

④ 保護者との連携

- ・ 発見したその日のうちに直接会って事実関係を伝え、具体的な対策を話す。
- ・ 被害、加害を問わず保護者の協力を求め、今後の学校との連携方法を話し合うなど支援していく。

⑤ その後の対応

- ・ 関係機関との連携。こじれてからの関係機関との連携では効果が薄いため、日頃から警察や少年センターとの連携に努めるとともに、器物損壊や暴力行為および恐喝等の犯罪行為に関わるいじめは、必ず市教育委員会へ報告する。
- ・ 継続的に指導や支援を行う。
- ・ カウンセラー等の活用も含め心のケアに当たる。
- ・ 心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営を行う。
- ・ 解消確認を行う。

(4) いじめ解消の判断

「いじめ防止等のための基本的な方針」（平成29年3月改定）

【いじめの解消の要件】

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者または学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒およびその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

いじめの解消については、国の基本方針にあるように3か月後の確認をもって判断することになる。それまでの期間、丁寧に関係児童生徒の心の中を確認することや教育的支援、成長支援を行うことが大切である。また直接、保護者に対して、子どもたちがいじめの問題を乗り越えて、頑張っている姿、成長した姿を伝えることで、安心と信頼につなげる。

2 いじめ防止対策委員会の設置

法第22条に規定される組織として「いじめ防止対策委員会」を常設する。

その役割等については、以下のとおりとする。

(1) 役割

- ① いじめの防止等の取組の年間計画を作成
- ② いじめの防止等の取組について、全ての教職員間での共通理解
- ③ いじめの防止等の取組の実施、進捗状況の確認
- ④ 生徒や保護者、地域に対し、いじめの防止等の取組についての情報発信やいじめに関する意識啓発のための取組
- ⑤ いじめの疑いや生徒の問題行動などに関する情報の収集と記録、共有
- ⑥ いじめの疑いに関する情報があった時には緊急会議を開催し、いじめの情報の迅速な共有を図り、教職員や関係のある生徒等への事実関係の聴取、生徒に対する支援・指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応
- ⑦ いじめとして対応すべき事案か否かの判断
- ⑧ 重大事態に係る調査、報告及びいじめを受けた生徒とその保護者に対する情報提供
- ⑨ 重大事態における警察等の関係機関との連携窓口
- ⑩ P D C Aサイクルに基づき、毎年度、いじめの防止等の取組の検証を行うとともに、その結果等の確認後、必要に応じて基本方針の見直しを実施

(2) 構成員

構成員は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、教育相談主任、人権教育主任、学年主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーターのうち、その内容と個々の事案に応じて必要な人員とする。また、上記の人員以外にも必要に応じて、S C、S S W、関係の深い教職員等を追加する。

(3) 関係する校内委員会等との連携

必要に応じて、生徒指導委員会、教育相談委員会、人権教育委員会等と役割分担あるいは連携して取り組む。

3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

(1) 基本方針、年間計画の見直し

策定した学校基本方針や年間計画は、P D C Aサイクルに基づき、年度ごとに見直す。

(2) 基本方針、年間計画の公開

策定した学校基本方針や年間計画は、双葉中学校ホームページ、学校だよりなどの通信等で周知する。

4 重大事態について

法第28条に基づいて、適切に対処する。

(1) 重大事態の発見と調査

① 重大事態とは、以下の場合が考えられる。

- ・生徒が自殺をした、自殺しようとした。
- ・身体に重大なけがを負った。
- ・金品等に重大な被害を被った。
- ・精神性の疾患を発症した。
- ・いじめにより、相当期間欠席をした。【文部科学省による不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、生徒が一定期間、連続して欠席している場合】
- ・学校がいじめを認知していなくても、生徒や保護者から、いじめにより上記のような状態になったという訴えがあった等

② 重大事態の報告

- ・重大事態が発生したら、市教育委員会を通じて市長へ連絡する。

③ 調査主体について

- ・重大事態の調査主体を学校にするか、市教育委員会にするかの判断は、学校からの報告を受けた市教育委員会が行う。重大事態の場合、調査を行う組織を設ける。学校が調査主体となる場合、市教育委員会と協議し、心理や福祉の専門家、学識経験者等の専門的知識および経験を有する者を加える。

④ 事実関係の明確化

- ・調査を行うのは、民事・刑事上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接の目的とするものではなく、学校も含めた関係者が事実と向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。本調査を実りあるものにするために、学校にとって不都合なことがあっても、事実と向き合うことが大切である。学校は、事実関係を明確化するため、調査組織へ積極的に資料を提供する。

⑤ 調査結果の扱いについて

- ・調査によって明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような様態であったか、学校がどのように対応したか等）を、学校は被害者の生徒およびその保護者に説明する。調査が長期化した場合、その経過を報告する。結果を説明する際には、他の生徒のプライバシー保護に配慮する必要がある。個人情報扱いについては、事前に市教育委員会と協議して決定する。調査結果は、市教育委員会を通じて市長へ報告する。